

報道関係者 各位

令和7年1月30日

【照会先】

神奈川県労働局 労働基準部 健康課
課長 畑野 俊
労働衛生専門官 林 太郎
(電話) 045(211)7353

「化学物質管理強調月間」の実施について

厚生労働省では令和7年2月1日から2月28日までの1か月間、職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を広く一般に図るとともに、化学物質管理活動の定着を図ることを目的として「化学物質管理強調月間」を実施いたします。この「化学物質管理強調月間」は毎年2月に実施することとされており、今年度が初めての開催となります。

神奈川県労働局（局長 藤枝 茂）では、化学物質管理強調月間に向けて、神奈川県 環境農政局と連携し、神奈川県内に所在する事業場の事業者や化学物質管理担当者の皆様を対象としたセミナーの開催など、実施要綱に沿った実施事項の展開を図ることとしております。

1 令和6年度 化学物質管理強調月間スローガン

『正しく理解 正しく管理 化学物質と向き合おう』

2 令和6年度 化学物質管理強調月間の趣旨及び実施事項等

「令和6年度化学物質管理強調月間実施要綱」（別紙1）を参照

3 神奈川県労働局における「化学物質管理強調月間」に関する主な取り組み

- ① 実施要綱で定められているスローガンと併せて、下記キャッチコピーにて月間を展開
神奈川県労働局における化学物質管理のキャッチコピー
読み方 **エルからアール**

「**L** → **R**」 サブタイトル（ラベルでアクション to リスクアセスメント）

コンセプト:ラベルでアクション (Actions by LABEL) とリスクアセスメント (RISK ASSESSMENT) のそれぞれの頭文字を引用し、化学物質管理において事業場で取り組んでもらいたい基本的事項の流れを分かりやすいように簡略して表したものです。

- ② 化学物質管理に関する特別セミナーを開催 1月31日（横浜会場：受付満員）（別紙2）
③ 化学物質の自律的な管理を促すための自主点検の勧奨（別紙3）

〈参照〉

- 「令和6年度化学物質管理強調月間実施要綱」 [（別紙1）](#)
- 「化学物質管理に関する特別セミナー（横浜会場）開催案内」 [（別紙2）](#)
- 「化学物質管理強調月間周知用リーフレット（神奈川県労働局版）」 [（別紙3）](#)
- 「厚生労働省：化学物質管理に係るセミナー・ワークショップ（東京、大阪会場）」 [（別紙4、5）](#)

令和6年度化学物質管理強調月間実施要綱

1. 趣旨

国内で輸入、製造、使用されている化学物質は数万種類にのぼり、その中には、危険性や有害性が不明な物質が多く含まれる。また、化学物質による休業4日以上¹の労働災害（がん等の遅発性疾病を除く。）のうち、特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号）等の特別規則による規制の対象となっていない物質に起因するものが多数を占めている。

これらを踏まえ、特別規則による規制の対象となっていない物質への対策の強化を主眼とし、国によるばく露の上限となる基準等の制定、危険性・有害性に関する情報の伝達の仕組みの整備・拡充を前提として、事業者が、危険性・有害性の情報に基づくリスクアセスメントの結果に基づき、国の定める基準等の範囲内で、ばく露防止のために講ずべき措置を適切に実施する制度を導入したところである。

こうした規制の対象となる化学物質（リスクアセスメント対象物）は順次拡大され、令和8年4月から約2,900物質が規制対象となるが、これに伴い、対策を講ずべき事業場の範囲が、従来の製造業中心から第三次産業を含めた幅広い業種に大幅に拡大する。また、業種・規模に関わらず、リスクアセスメント対象物を製造、取扱い等を行う全ての事業場において、化学物質管理者を選任し、化学物質を管理させる必要があり、化学物質管理の知見が十分でない第三次産業の事業場や中小零細事業場に対しても、新たな化学物質規制を広く浸透させる取組が重要となる。

また、国際的には、「化学物質に関するグローバル枠組み（GFC）—化学物質や廃棄物の有害な影響から解放された世界へ」（第5回国際化学物質管理会議採択）において、多様な分野（環境、経済、社会、保健、農業、労働等）における多様な主体（政府、政府間組織、市民社会、産業界、学术界等）によるライフサイクル（製造から製品への使用等を経て廃棄まで）を通じた化学物質管理が求められていることから、国内の化学物質管理において関係省庁が連携し相乗効果を高めていくことが必要である。

このような背景を踏まえ、厚生労働省は、経済産業省、環境省等の関係行政機関、災害防止団体等安全衛生関係団体、労働団体や事業者団体等の幅広い協力を得て、令和6年度化学物質管理強調月間を、以下のスローガンの下で展開することにより、広く一般に職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を図るとともに、化学物質管理活動の定着を図ることとする。

正しく理解 正しく管理 化学物質と向き合おう

2. 期間

2月1日から2月28日までとする。

3. 実施体制

(1) 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

(2) 協力連携者

経済産業省、環境省

(3) 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

(4) 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全衛生関係団体、労働団体及び事業者団体

(5) 実施者

各事業者

4. 実施事項

(1) 主唱者・協力連携者・協賛者

(ア) 化学物質管理に係る啓発

化学物質管理の知見が十分でない第三次産業や中小零細事業場を重点として、化学物質管理を広く浸透させることを目的とした周知啓発活動の実施

(イ) 化学物質に関する説明会等の開催

化学物質に関する法令や対策等に係る、化学物質管理に取り組む事業者向けの説明会等の開催

(ウ) 「化学物質と環境に関する政策対話」等の実施による情報共有及び意思疎通

(エ) 化学物質アドバイザー等を活用した普及啓発

(オ) 化学物質管理に係る広報資料等の作成、配布

(カ) 雑誌等を通じた広報

(キ) 事業者の実施事項についての指導援助

(ク) その他「化学物質管理強調月間」にふさわしい行事等の実施

(ケ) (ア)～(ク)の事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力の依頼

(2) 実施者

(ア) 製造し、又は取り扱っている化学物質の把握及び、化学物質の安全デー

タシート（以下「SDS」という。）等による危険有害性等の確認

(イ) 特定化学物質障害予防規則等の特別規則、石綿障害予防規則の遵守の徹底

(ウ) ラベル表示・SDS交付、リスクアセスメントの実施等

- a 製造者・流通業者が化学物質を含む製剤等を出荷する際のラベル表示・SDS交付等の徹底及びユーザーが購入した際のラベル表示・SDS交付等の状況の確認
- b SDS等により把握した危険有害性に基づくリスクアセスメントの実施とその結果に基づくばく露濃度の低減や適切な保護具の使用等のリスク低減対策の実施
- c ラベル・SDSの内容やリスクアセスメントの結果に関する労働者に対する教育の実施
- d 危険有害性等が判明していない化学物質を安易に用いないこと、また、危険有害性等が不明であることは当該化学物質が安全又は無害であることを意味するものではないことを踏まえた取扱物質の選定、ばく露低減措置及び労働者に対する教育の推進
- e 皮膚接触や眼への飛散による葉傷等や皮膚からの吸収等を防ぐための適切な保護具の使用や、汚染時の洗浄を含む、化学物質の取扱上の注意事項の確認
- f 特殊健康診断等による健康管理の徹底
- g 塗料の剥離作業における健康障害防止対策の徹底
- h 金属アーク溶接等作業における健康障害防止対策の徹底

(エ) 化学物質管理者の選任状況の確認

(オ) 日常の化学物質管理の総点検

(カ) 事業者又は化学物質管理者による職場巡視

(キ) スローガン等の掲示

スローガンは、必要に応じて以下より選択

- ・正しく理解 正しく管理 化学物質と向き合おう
- ・危険知り 管理を徹底化学物質 みんなで守れ安心職場
- ・目に見えないからこそ実施しよう 化学物質のリスクアセスメント
- ・化学物質に潜む危険 知って対策 慣れた作業も総点検

(ク) 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施

(ケ) 化学物質管理に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他化学物質管理への意識高揚のための行事等の実施

第1回「化学物質管理強調月間」 「化学物質管理に関する特別セミナー」 開催のご案内

Chemical Substance Management Emphasis Month

開催日時

令和7年1月31日（金） 14:00～16:30

会場

横浜市中区北仲通5 - 57

横浜第二合同庁舎 1階共用第1会議室

定員 70名

（本セミナーの申し込みは先着順とさせていただきます。
定員に到達した時点で申し込みを締め切らせていただきます。）

☞ 職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚と化学物質管理活動の定着を図ることを目的としたセミナーです。

セミナー内容（予定）

- ・ 最近の化学物質管理の傾向について
神奈川労働局 健康課 担当職員
- ・ 神奈川県における生活環境の保全等に係る化学物質対策について
神奈川県 環境農政局 環境部 環境課 担当職員
- ・ 特別セミナー 化学物質管理と保護具の選定について
「化学物質の自律的管理における保護具を、状況に応じて合理的に考える。」
日本産業衛生学会 産業衛生技術部会 副会長
労働安全衛生総合研究所 化学物質情報管理研究センター 特任研究員
NAOSHコンサルティング 代表 中原浩彦
- ・ 化学物質管理に関連する事業紹介
神奈川産業保健総合支援センター・災害防止団体など

<h1>L</h1> <p>Actions by LABEL ラベルでアクション</p>	TO	<h1>R</h1> <p>RISK ASSESSMENT リスクアセスメント</p>	<p>☞ できていますか？</p> <h2>L → R</h2> <p>（エルからアール）</p>
--	----	---	---



主催：神奈川労働局 健康課

セミナーへの参加は裏面の申し込み方法ご参照ください。

説明会の申し込み方法

下記のURLおよびQRコードを参照していただき専用の申し込みホームページ（労働局・労働基準監督署説明会受付サイト）からWeb申し込みによりお願いします。

【申込締切：令和7年1月24日（金）】

URL : <https://www.roudoukyoku-setsumeikai.mhlw.go.jp/briefings/MzgwNA==/ecdd90d6c34746e099b03b605e6d372b>



労働局・受付サイト

検索

お申し込みはこちらから

【セミナー対象者】

基本的には、神奈川県内に所在する化学物質を取り扱う事業場の事業者および化学物質管理者、保護具着用管理責任者を対象としていますが、セミナーの内容に興味がある人事労務担当者、産業保健スタッフ、現場管理者、安全衛生管理担当者、安全衛生推進者、作業に従事する労働者など、どなたでも参加可能です。

案内地図

神奈川県労働局 本庁舎

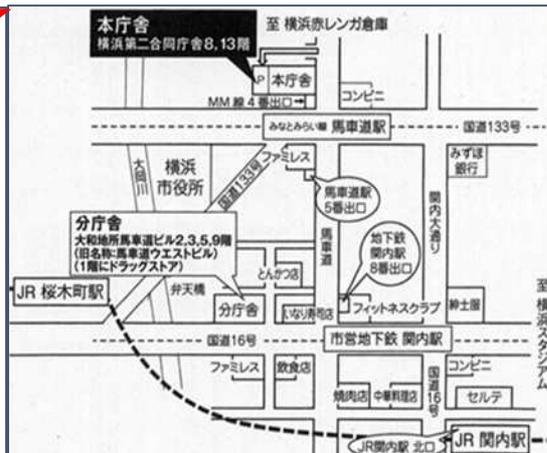
住所：横浜市中区北仲通5 - 57

注：会場は本庁舎（横浜第二合同庁舎）の1階共用会議室です。

- 横浜市営地下鉄「桜木町駅」下車 東口より 徒歩6分
- 横浜市営地下鉄「関内駅」下車 9番出口より 徒歩6分
- JR京浜東北・横浜・根岸線「桜木町駅」下車 東口より 徒歩9分
- JR京浜東北・横浜・根岸線「関内駅」下車 北口より 徒歩9分

横浜第二合同庁舎1階の
入館について

庁舎1階の入館ゲートにおいて、入館
バッジを受け取り会場へお越しください。



L

Actions by LABEL
ラベルでアクション

毎年2月は
「**化学物質管理強調月間**」です。
CHEMICAL
SUBSTANCE MANAGEMENT
EMPHASIS MONTH

TO

R

RISK ASSESSMENT
リスクアセスメント



製品が来る



ラベルを見る



Actions by LABEL
ラベルでアクション！

事業者は



危険性・有害性に応じた
RISK ASSESSMENT
リスクアセスメントを実施！

労働者は

ラベルの中身を知りましょう！
危険性・有害性を確認

ステップ1	化学物質などによる危険性 または有害性の特定	リスクアセスメント
ステップ2	特定された危険性又は有害性による リスクの見積もり	
ステップ3	リスクの見積もりに基づく リスク低減措置の内容の検討	
ステップ4	リスク低減措置の実施	
ステップ5	リスクアセスメント結果の労働者への周知	

リスクアセスメントの重要性



災害が発生していなくても、潜在的な危険性や有害性は存在していることがあり、これらが放置されている場合、労働災害が発生する可能性が高い状態であるといえます。

リスクが多様化している現在では、さらなる労働災害の減少を図るために、後追いではなく、先取りの安全衛生対策を行うことが必要です。



化学物質の自律的な管理に関する自主点検表

事業場で製造・取り扱っている化学物質がリスクアセスメント（RA）対象物であるかを把握していますか。 checkヨシ！

化学物質管理者を選任していますか。 checkヨシ！

リスクアセスメントを実施していますか。 checkヨシ！

リスクアセスメントの結果に基づくリスク低減措置を行っていますか。 checkヨシ！

安全データシート（SDS）とリスクアセスメントの結果等を労働者に周知し、教育を行っていますか。 checkヨシ！

保護具着用管理責任者を選任していますか。
（保護具を使用している場合） checkヨシ！

ラベル表示を行い、SDS等による通知を行っていますか。
（化学物質の譲渡・提供を行っている場合） checkヨシ！

自主点検表のチェック項目に関する参考資料 QRコード

<p>令和6年4月1日時点の リスクアセスメント対象物</p>  <p>チェックリスト 参考</p>	<p>化学物質による労働災害防止のための新たな規制に関するQ&A</p>  <p>チェックリスト 参考</p>	<p>化学物質に関するQ&A （リスクアセスメント関係）</p>  <p>チェックリスト 参考</p>	<p>化学物質に関するQ&A （ラベル・SDS関係）</p>  <p>チェックリスト 参考</p>	<p>厚生労働省 神奈川労働局</p>  <p>神奈川産業保健 総合支援センター</p> 
<p>令和7年、令和8年追加分 リスクアセスメント対象物</p>  <p>チェックリスト 参考</p>	<p>建設業における化学物質 取り扱い作業作業における リスク管理マニュアル</p>  <p>チェックリスト 参考</p>	 <p>チェックリスト 参考</p>	 <p>チェックリスト 参考</p>	

セミナー・ワークショップ開催（参加費無料）

東京会場

化学物質の自律的管理～ビルメンテナンス・清掃業界、外食業界及びホテル・旅館業等第三次産業における洗剤等による事故の防止に向けて～

令和6年4月より全面施行となった労働安全衛生関係法令による新たな化学物質規制では、規制対象物が、危険有害性が確認されている物質全てに拡大され、**業種・事業規模を問わず、化学物質管理者の選任やリスクアセスメントの結果に基づきばく露を最小限とすること等が義務付けられています。**この中には**あまり危険な化学物質と認識されていない洗剤なども含まれます。**

また、2月は化学物質管理強調月間です。この月間は職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を図るとともに、化学物質管理活動の定着を図ることが目的です。本イベントは化学物質管理強調月間の関連イベントです。

当日は、**ビルメンテナンス・清掃業界、外食業界及びホテル・旅館業界**を中心とする第三次産業業種の事業者を対象に、事象事例の多い**洗剤による事故の防止について解説**したうえで、**各業界の事例、取組、課題及び対応について代表者によるパネルディスカッション**を行います。また、事故防止に向け、**上記2つの業種別に洗剤のSDSを用いた実践的なワークショップ**を行います。

開催概要

日程

令和7年2月7日（金）13：00～16：15
（12:30開場、事前申込制）

会場

AP市ヶ谷 6階（Cルーム）※1/23に会場を変更しました
東京都千代田区五番町1-10 市ヶ谷大郷ビル

定員

会場：100名
Web（Zoom）：1,000名

対象

ビルメンテナンス・清掃業界、外食業界及びホテル・旅館業界
を中心とする第三次産業業種の事業者（リスクアセスメントを基本とする化学物質管理に不慣れな方を想定しています。既によくご存じの方には物足りないものとなりますのでご注意ください）

プログラム（予定）

第1部 職場における化学物質管理の理解促進のためのセミナー

（1）基調講演：洗剤の自律的管理について（仮）

講師：（独）労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所
化学物質情報管理研究センター センター長代理 伊藤 昭好

（2）パネルディスカッション

テーマ：第三次産業事業者における洗剤の化学物質管理の課題と対応

コーディネーター：伊藤 昭好

パネリスト：

- －清掃・ビルメンテナンス業界から1名
- －外食業界から1名
- －ホテル・旅館業界から1名
- －洗剤のメーカーから1名
- －厚生労働省担当官

※プログラムは変更となる可能性があります。
最新の詳細情報は、裏面の「お申込み方法等」欄のお申込み用ページをご確認ください。

第2部 化学物質管理強調月間イベント ～実務に役立つワークショップ～

業界別の小グループに分かれ、業務で用いることが多い塩素系洗剤を用いて、SDSの確認、ヒヤリ・ハット事例の交換を含めたリスクの見積、リスク低減措置の検討、多様な労働者への伝え方・リスク低減措置の遵守のさせ方について検討していただきます。

お申込み方法

以下のURLより、**令和7年1月30日17:00**までにお申込みください。
(本セミナー・ワークショップは、厚生労働省からの事業委託を受けて、株式会社oneが実施します。)

お申込み・詳細→ https://chemiguide.mhlw.go.jp/event_tokyo/

後日、お申し込みされた方全員に、参加の可否、参加に当たっての詳細のメールをお送りします。

※受付は先着順となります。定員に達した場合には、申込期限より前に受付を終了する場合がありますので、ご了承下さい。

※第2部の様子もwebで配信する予定ですが、各グループのディスカッションを選んで視聴することは出来ません。

※資料は開催日の前日までに厚生労働省の以下のページに掲載される予定です。会場での配布は行いませんので、ご了承ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_48431.html

◆個人情報の取り扱い

本講習会にお申込みされた方々の個人情報は、株式会社oneが定めるプライバシーポリシーに則り、適切な保護措置を講じ、厳重に管理します。

会場へのアクセス

■AP市ヶ谷

東京都千代田区五番町1-10 市ヶ谷大郷ビル 8F

JR線・東京メトロ有楽町線/南北線・都営新宿線 市ヶ谷駅 徒歩1分

<https://www.tc-forum.co.jp/ap-ichigaya/access/>



お問い合わせ

令和6年度 厚生労働省委託事業「令和6年度化学物質管理に係る普及・啓発事業」事務局
株式会社one

E-mail : risk-communication@one-inc.co.jp

TEL: 080-9044-5226 (受付時間 [平日] 10時~17時) 担当: 田中、中山

※テレワーク推進中につき、極力電子メールでのお問い合わせをお願い申し上げます

セミナー・ワークショップ開催（参加費無料）

大阪会場

化学物質の自律的管理～ビルメンテナンス・清掃業界、外食業界及びホテル・旅館業等第三次産業における洗剤等による事故の防止に向けて～

令和6年4月より全面施行となった労働安全衛生関係法令による新たな化学物質規制では、規制対象物が、危険有害性が確認されている物質全てに拡大され、**業種・事業規模を問わず、化学物質管理者の選任やリスクアセスメントの結果に基づきばく露を最小限とすること等が義務付けられています。**この中には**あまり危険な化学物質と認識されていない洗剤なども含まれます。**

また、2月は化学物質管理強調月間です。この月間は職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を図るとともに、化学物質管理活動の定着を図ることが目的です。本イベントは化学物質管理強調月間の関連イベントです。

当日は、**ビルメンテナンス・清掃業界、外食業界及びホテル・旅館業界**を中心とする第三次産業業種の事業者を対象に、事故事例の多い**洗剤による事故の防止について解説**したうえで、**各業界の事例、取組、課題及び対応について代表者によるパネルディスカッション**を行います。また、事故防止に向け、**上記2つの業種別に洗剤のSDSを用いた実践的なワークショップ**を行います。

開催概要

日程

令和7年2月20日（木）13：00～16：15
（12:30開場、事前申込制）

会場

AP大阪淀屋橋4階（Lルーム、Mルーム）
大阪府大阪市中央区北浜3-2-25 京阪淀屋橋ビル

定員

会場：100名
Web（Zoom）：1,000名

対象

ビルメンテナンス・清掃業界、外食業界及びホテル・旅館業界
を中心とする第三次産業業種の事業者（リスクアセスメントを基本とする化学物質管理に不慣れな方を想定しています。既によくご存じの方には物足りないものとなりますのでご注意ください）

プログラム（予定）

第1部 職場における化学物質管理の理解促進のためのセミナー

（1）基調講演：洗剤の自律的管理について（仮）

講師：（独）労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所
化学物質情報管理研究センター センター長代理 伊藤 昭好

（2）パネルディスカッション

テーマ：第三次産業事業者における洗剤の化学物質管理の課題と対応

コーディネーター：伊藤 昭好

パネリスト：

- －清掃・ビルメンテナンス業界から1名
- －外食業界から1名
- －ホテル・旅館業界から1名
- －洗剤のメーカーから1名
- －厚生労働省担当官

※プログラムは変更となる可能性があります。
最新の詳細情報は、裏面の「お申込み方法等」欄のお申込み用ページをご確認ください。

第2部 化学物質管理強調月間イベント ～実務に役立つワークショップ～

業界別の小グループに分かれ、業務で用いることが多い塩素系洗剤を用いて、SDSの確認、ヒヤリ・ハット事例の交換を含めたリスクの見積、リスク低減措置の検討、多様な労働者への伝え方・リスク低減措置の遵守のさせ方について検討していただきます。

お申込み方法

以下のURLより、**令和7年2月10日17:00**までにお申込みください。
(本セミナー・ワークショップは、厚生労働省からの事業委託を受けて、株式会社oneが実施します。)

お申込み・詳細→ https://chemiguide.mhlw.go.jp/event_osaka/

後日、お申し込みされた方全員に、参加の可否、参加に当たっての詳細のメールをお送りします。

※受付は先着順となります。定員に達した場合には、申込期限より前に受付を終了する場合がありますので、ご了承ください。

※第2部の様子もwebで配信する予定ですが、各グループのディスカッションを選んで視聴することは出来ません。

※資料は開催日の前日までに厚生労働省の以下のページに掲載される予定です。会場での配布は行いませんので、ご了承ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_48431.html

◆個人情報の取り扱い

本講習会にお申し込みされた方々の個人情報は、株式会社oneが定めるプライバシーポリシーに則り、適切な保護措置を講じ、厳重に管理します。

会場へのアクセス

■AP大阪淀屋橋

大阪府大阪市中央区北浜3-2-25 京阪淀屋橋ビル 4F

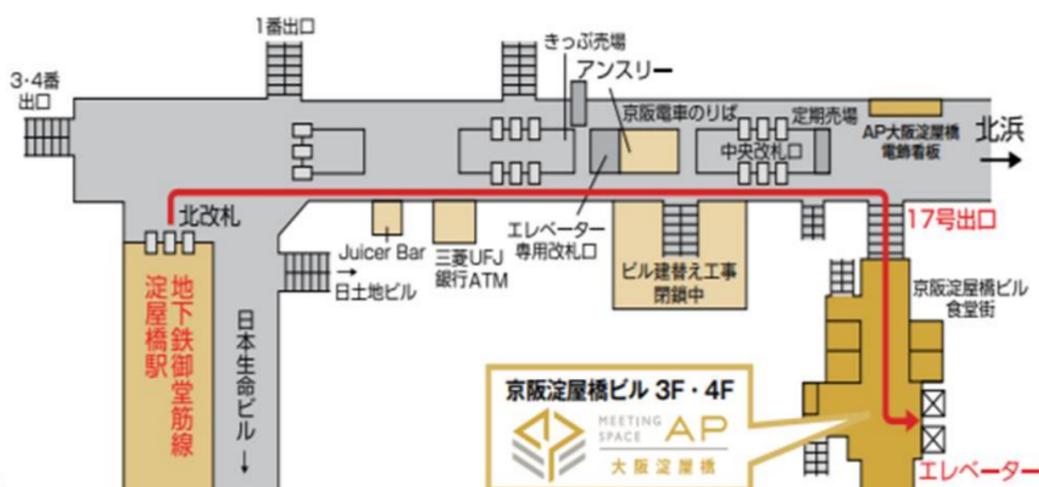
地下鉄御堂筋線 淀屋橋駅直結 徒歩3分

京阪本線 淀屋橋駅直結 徒歩2分

<https://www.tc-forum.co.jp/ap-osakayodoyabashi/access/>



地下連絡通路ご案内図



お問い合わせ

令和6年度 厚生労働省委託事業「令和6年度化学物質管理に係る普及・啓発事業」事務局
株式会社one

E-mail : risk-communication@one-inc.co.jp

TEL: 080-9044-5226 (受付時間 [平日] 10時~17時) 担当: 田中、中山

※テレワーク推進中につき、極力電子メールでのお問い合わせをお願い申し上げます